

研究通信

No.142
1985年10月刊
研究会局
社会事務部
人文学研究室
州大学
信学会
松本市旭3-1-1
TEL 0263(35)4600
内線 3152

二、大会プログラム

第一日目（10月31日）午前九時三〇分開会

自由報告（報告四〇分・質疑一〇分）

一、九・二〇～一〇・二〇

鷹田和喜「開拓村落における村落祭祀と母村の文化的背景」

二、一〇・二〇～一一・一〇

高橋明善、黒柳晴夫・柄沢行雄「中部ジャワ村落の構造」

課題報告（報告五〇分・質疑一〇分）

司会 北原淳・菅野俊作・高山隆三

一、一一・二〇～一二・二〇

安孫子麟「地主制下における土地管理・利用秩序をめぐる対抗

関係」

〔昼食〕一一・二〇～一二・二〇

午 後

二、一三・二〇～一四・二〇

細谷昂「戦時体制下の村と土地問題」

三、一四・二〇～一五・二〇

川本彰「ムラと土地」

四、一五・二〇～一六・二〇

中田実「漁場管理と漁業村落の変容」

一六・二〇～一七・二〇 総会

休憩の後懇親会

- ・共通課題 「土地利用秩序と村落の土地管理機能」
- ・日程 一〇月三一日（木）一二月一日（金）
- ・会場 愛知県額田郡幸田町遠望峰「三河ハイツ」
(蒲郡駅下車)

第一日目（一月一日）午前九時三〇分開会

五、九・三〇～一〇・三〇

川畠平一「大規模借地経営の形成と村落—石川県の現状分析」

一〇・三〇～一〇・四〇 休憩

一〇・四〇～一一・二〇 共同討議

〔昼食〕一二・二〇～一三・一〇

一二・二〇～一六・〇〇 共同討議

・大会会場等の御案内

交通のご案内

・列車ご利用の場合 東海道本線蒲郡駅下車。

①マイクロバス定時無料送迎あり。蒲郡駅北口前乗車（別表時刻参考照）

②タクシー北口より約十五分（約2,500円）

・自動車ご利用の場合

①関東方面からは、東名高速道路豊川インター→エンジから国道1号線を名古屋方面へ進み、山中東交差点を左折、三河スカイラインへ。

または、国道247号線で蒲郡市内へ進み、蒲郡警察署より一つ目の川東交差点を右折、三河スカイラインへ。

②関西、名古屋方面からは、東名高速道路岡崎インターチェンジから国道1号線を豊橋方面へ進み、栄橋東交差点を右折、国道248号線戸崎町交差点を左折、蒲郡方面へ進み幸田町荻交差点を左折、三河スカイラインへ。
(所要時間)
豊川インターチェンジより約一時間。
岡崎インターチェンジより約五十分。

△蒲郡駅発▽

一〇月三〇日（水）

一四・三〇

一五・三〇

一六・三〇

一八・三〇

一九・三〇

一〇月三一日（木）一月一日（金）

九・〇〇

一〇・〇〇

一一・〇〇

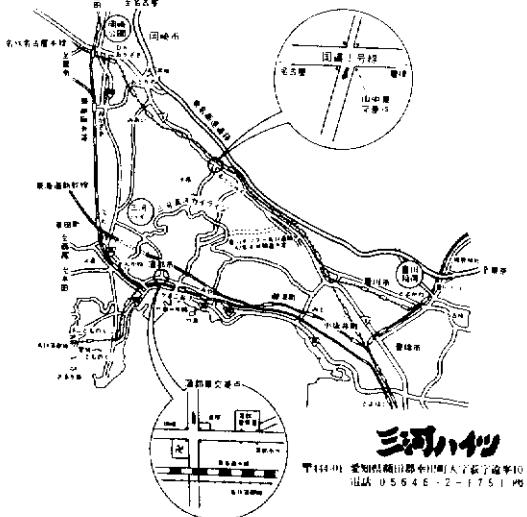
一二・〇〇

一四・三〇

一五・三〇

一六・三〇

道 路 案 内 図



事例の比較考察を通して、母村の伝統文化の継承と北海道農村の社会的性格を把握することを課題とする。

鈴木栄太郎は北海道には「農民の村落はないのが原則」という見解を披瀝したが、その村落とは自然村の理念型で把握される村落と解される。自然村の具体的な標識として氏子圏を指摘し、新しく村が発生する場合、独立の氏神を持つことがその資格を自他共に認めることと述べられるが、村落の形成過程や風土条件が府県と異なる北海道の開拓村落では氏子集団や祭祀組織はどのように形成され、村落の社会的統一とかかわり合うのだろうか。この問題を考察することは府県の伝統的農村（自然村）に対比して、北海道の開拓農村（開拓村）の特質と社会的性格を把握するために、一つの有効な研究視点と考えられる。

全道的な実態は不明であるが、個別入植村落では、氏神神社が所在しない村落も多いが、団体入植村落では母村ないし出身県の著名神社から祭神を勧請し、氏神（鎮守）神社を創建し、母村の祭祀を変容しながらも継承した事例が多い。しかし、氏神神社の所在では府県の村落に類似しても、氏子圏や村落祭祀の存在形態は入植過程や村落の形成・展開過程、神社合祀政策などにより地域や部落ごとに相違が見られ、「氏子たる事が則ち村民たる事と同意義」と概括することはできない。母村と移住村の祭祀組織の比較考察を通じて、北海道農村の社会的性格の把握に接近できると考えられる。

二、調査地の概況

この報告は「母村と移住村の比較研究」の視点から、北海道の開拓村落における村落祭祀と氏子集団を入植過程、村落の形成過程と関連させて考察し、母村と移住村、団体入植村落と個別入植村落の

一、研究の視点と課題

一、開拓村落における村落祭祀と母村の文化的背景 —北海道遠別町中央第一部落の祭祀の比較考察—

鷹田 和喜三

三、自由報告要旨

稲作農家（うち兼業二戸）で、平均經營規模は約六ヘクタールである。この部落は今日も母村から継承した村落祭祀を存続し、越前団体（共栄部落、二八戸）と個別入植部落（中央第一、六戸）に隣接している（これらの三部落により中央神社は昭和一〇年に合祀された）ため、母村および他県からの団体入植村落、個別入植村落の祭祀との比較考察が可能であり、開拓村落における神社合祀と氏子集団の再編の背景をさぐる糸口を提供すると考えられる。

この部落は明治三〇年に移住した。旧・愛知県愛知郡猪高村および近隣の東春日井郡の町村出身者を中心とする愛知団体一九戸により開拓された。団体入植者は村落形成の担い手となつたが、帰村者や転出者も多く、現在、部落内に在住する団体員の直系子孫は六戸のみである。しかし団体員の離農跡地には母村の血縁、地縁関係を頼つて入植した移住者が多く、団体員の分家四戸をふくめ、愛知県出身戸数が一五戸を占める。

愛知団体は入植後より、念仏講、弘法大師祭、日待講、秋葉神社祭、虫祭などの母村の村落祭祀を継承し、後來の他県からの移住者もふくめて部落共同で祭祀してきたが、前記の三部落の神社の祭祀を合祀し、中央神社が創建され、氏子団体が再編された以降は、これららの祭祀行事は次第に、変容、消滅していった。合祀以前の愛知神社は熱田神社から祭神を勧請し、村落祭祀は母村の伝統を濃厚に継承し、愛知歌舞伎芝居も伝承されていた。他方、共栄部落には入植直後に結成された「三日講」と呼ばれる講集団が存続し、福井県の真宗の伝統文化が継承されている。氏神神社の祭祀が三部落合祀となり、氏子団が中央地区に拡大された以後も、秋葉神社祭、弘法大師祭と一二三日講が従来通りに部落独自の祭祀として存続してきた

背景には愛知団体と越前団体の母村の文化型の相違と、伝統文化を担つた移住者の構成比率の相違が考えられる。その比率の高い中央第一では移住団体の祭祀が部落共同の祭祀に発展したが、離散者が多く、統一性に欠けた共栄部落では任意加入の報恩講と庚申講は形成されたが、部落共同の講集団とはなりえず、個別入植の中央第二では氏子集団以外の祭祀組織は形成されなかつた。

三、母村の村落祭祀との比較

第一表は愛知団体の主要母村である旧・猪高村大字猪子石村（現・名古屋市名東区猪高町）の前山地区（現・町内会、戰前期はシマと呼ばれた）と移住村の中央第一部落の祭祀を比較したものである。前山は名古屋市への合併前後から急激に都市化し、転入者が激増したが、表記の村落祭祀は依然として、旧・前山シマの住民十五戸により存続されている。昭和三十年代以降に消滅したものをふくめ、多種多様な村落祭祀と講集団が存在したが、移住村に継承されたのは母村の村落生活に深く根ざしていたものや、開拓村落に適合した要因を持つものが、選択的に継承されたと考えられる。開拓村落の風土条件や生活条件が母村と異なるため、移住村祭祀の名称、期日、行事内容は変容していったと考えられる。変容の諸側面は母村の調査が不十分なため、継続調査をしたい。

第一表 母体と移住村の祭祀の比較

| | 猪子石村前山 | 中央第一部落 |
|----|-------------------|--------|
| 一月 | 正月日待（二〇） △新年宴会 | |
| 二月 | △初午のお日待 | |

△山の神講（七）

| | | | | |
|------|---------------|-------------------|--------------|----------------------------|
| ○講團 | △弘法講 (一) | △秋葉講 (下旬) | △虫送り (△ウンカ祭) | △お日待 (八) |
| 申講 | △行者講 (七) | △お日待 (一五) 秋祭 (一〇) | △虫祭 (三〇) | △春祭 (一五) 弘法祭 (一一) 石神様 (一一) |
| △弘法講 | △念仏講 (庚) | △秋葉神社祭 (一六) | | △移住記念日 (旧春祭) |
| | △山の神講 (七) | △念仏講 (庚) | | |
| | △觀音講 (庚) | △念仏講 (庚) | | |
| | △念仏講 (庚) | △念仏講 (庚) | | |
| | (毎月一四日) | | | |
| 三月 | △弘法講 (一) | | | |
| 四月 | | | | |
| 五月 | | | | |
| 六月 | △天王祭 (一六) | △虫祭 (三〇) | | |
| 七月 | △大石神社祭 (一) | | | |
| 八月 | △神明社秋祭 (一九) | | | |
| 九月 | | | | |
| 一〇月 | | | | |
| 一一月 | △秋葉様のお日待 (一六) | | | |
| | | | | |

注……△印は消滅したもの、×印は開催日。母村は主要な祭祀を掲げた。
……図が入る

四、四つの愛知団体入植部落の比較

愛知県からは明治二〇年代から三〇年にかけ、土族の団体移住で知られる徳川農場（八雲市）と遠別町へ入植した愛知団体の他に、三つの移住団体が北海道へ移住し、村落を形成した。石狩郡石狩町へ移住した旧・東春日井郡離五村出身者を中心とした団体、涵浦郡北桧山町への旧・西春日井豊山村を中心とした団体、河西郡芽室町への猪子石村を中心とした団体がそれである。第二表は四つの愛知団体の入植村落（参考のために美蔓に移住した愛知団体から一〇戸が再入植した近隣の西毛根一区も掲載した）の概況と村落祭祀を整理比較したものである。共通点は母村ないし熱田神宮から祭神を勧請

四、四つの愛

四、四つの愛知団体入植部落の比較

愛知県からは明治二〇年代から三〇年にかけ、土族の団体移住で知られる徳川農場（八雲市）と遠別町へ入植した愛知団体の他に、三つの移住団体が北海道へ移住し、村落を形成した。石狩郡石狩町へ移住した旧・東春日井郡離五村出身者を中心とした団体、瀬棚郡北桧山町への旧・西春日井豊山村を中心とした団体、河西郡芽室町への猪子石村を中心とした団体がそれである。第二表は四つの愛知団体の入植村落（参考のために美蔓に移住した愛知団体から一〇戸が再入植した近隣の西毛根一区も掲載した）の概況と村落祭祀を整理

した氏神社が所在し、秋葉信仰に関連した祭祀が存続し、壇家宗派は曹洞宗、臨済宗が多く、母村との信仰的連續性を示している。相違点をさぐると、氏子圏が異なり、お日待行事の形態・内容、その他の祭祀や謙集団も四つの団体入植村落の間にかなりの相違が認められる。これらの相違は移住団体の構成や入植後の定着比率、村落の形成過程や社会構造、出身母村の文化的背景に起因すると考えられる。

| | | | | | | |
|--------|-------|------|-------|---|-----|---|
| 部落内寺院 | な | 寺 | 放光寺 | 寺 | 大統寺 | な |
| 宗派・境家数 | 曹洞宗一二 | 生振寺 | 放光寺 | 寺 | 大統寺 | な |
| 母村芸能 | △愛知歌舞 | 臨濟宗? | 曹洞宗・聖 | 寺 | 大統寺 | 三 |
| 技 | な | し | し | し | し | し |

注 △印は戦後消滅

中部ジャワ村落の構造

高橋 明善
黒柳 晴夫
柄澤 行雄

一、はじめに

インドネシア・ジャワ農村についてはC.ギアツの「アグリカルチュラル・インボルーション理論」および「貧困の共有理論」、さらには「緑の革命」など主としてその農業・経済構造とその変化に関する論点をめぐって我が国でも様々な研究がなされてきた。しかし、そこでは必ずしも農村社会ないし村落の全体的構造や生活の実態について明確にされてはいない。

本報告では、中部ジャワのふたつの村落調査結果に基づいて、そこでの農業、家族、村落生活などの最近の実態を紹介しながら、ジャワ村落の全体的な理解に迫ってゆきたい。しかしながら、今回の調査がもつ様々な制約条件から、報告ではジャワ農村をめぐる論点に関して断定的な結論を出すというのではなく、あくまでも事例に即して事実を確認しながら問題点を指摘してゆくという形をとる。

なお、本報告のもとになった調査は、文部省科学研究費海外学術調査「東南アジアにおける都市化の社会学的研究——タイとインドネシアの比較研究——」（代表者古屋野正吾・名古屋商科大学教授）として昨年十一月～十二月に実施された。

二、調査地域の概況

中部ジョグジャカルタ特別区（この中に調査村落がある）の首都ジョグジャカルタ市は人口四〇万人、十五大学を擁する行政都市・学園都市であるが、経済的には周辺の水田農村に支えられた商業都市である。近代工業は皆無に近く、この点、資本投下が集中し近代産業が発達した西部のジャカルタ周辺地域とは対照的である。この地域の伝統的な手工業であるバティック製造は近年プリントによる大量生産方式への移行により農村副業としての地位を後退させている。

人口は近時停滞しているが、この地域は人口稠密なジャワ島のかでも最も人口密度が高く、過剰人口の圧力の下に「絶対的貧困」が指摘してきた。

ふたつの調査村落があるバントル県は特別区の中でもスレマン県と並んで比較的豊かな農業生産が営まれているといわれている。一方の村落はジョグジャカルタ市から約八KM南に下ったセウォン郡ブンドボハルジョ村バンドゥン（一二四世帯、六五〇人）、いま一方の村落はそのバンドゥンよりさらに十五KMほど南に位置するサンデン郡ムルティガディン村ピリン（八五世帯、三七〇人）である。

いずれの村落も水田稲作農業を主たる物的基盤としているが、何分にも零細な経営であるために農業で自立できる世帯は少なく、多くが多様な副業に従事しながら生活を維持している。七〇年代以降交通に革命的な変化をもたらしたといわれる乗り合いバス「コルト」（日本製ワゴン車）とバイクの普及はジョグジャカルタ市や県都バントウル市などへの通勤圏を拡大するとともに、地域住民の就業構造をより複雑かつ多様なものにしていく。

III' kelurahan (行政村) と padukhan (村落)

地方行政組織として日本の市町村にあるものが kelurahan である（農村部では一般 desa といわれる）。そこには役場が置かれ、lurah (村長) 以下十数名の吏員（給料はなく、役職田が与えられる）が行政事務を執っている。この行政村には議会も置かれているが、そこで議論はあまり活発でない。行政村は教育や土木など広範な事務を担当しており、そのための予算を持つが、財政規模はきわめて少額である。それだけに、各戸に課される賦役労働などの住民の直接的負担が行政村運営にとって大きな役割を果しているといえる。

行政村が弱体であるという状況のなかで、その下に位置づけられる padukhan (一般に dukuh といわれる。以下この用語を用いる) はそこに暮らす人々にとって基礎的な地域集団として重要な意味を持つていね。duku は日本の区ないし部落に相当するものとみて差し仕えないが、そのすべてが即自然村に一致するとみるとできない。しかし dukuh は日常生活上は強い共同性と統一性をもつていて、duku の長である kepala dukuh (duku の住民で、行政村の役人であり、村から役職田を与えられる) が置かれている。duku にはその長である kepala dukuh (duku の住民で、行政村の役人であり、村から役職田を与えられる) が置かれている。duku の kepala dukuh の下に様々な役職組織をもつ K.K. L.K.M.D. といった日本の部落会に相当する組織がすぐれた dukuh に画一的に設けられ、kepala dukuh を補佐しながら dukuh の運営にあたっている。行政村や dukuh おり方をみるとかぎり、中央集権的な官僚行政機構が国一州（特別区）一県一郡一村というルートで末端の村落 dukuh を厳しく統制している。

四、農業をめぐる最近の動向

調査村落の農業は稻作を基幹として、そこに大豆やサトウキビ、

屋敷地内のバナナ、ココヤシ、キャッサバなどの栽培が加わるという形態をとっている。作業の機械化はほとんど進んでおらず、耕起・代播過程に牛耕がみられるほかは全てが人力によって行なわれている。

基幹作目である水田稲作は、近年灌漑用水施設が整備されたことにより三期作が可能となつたが、平均經營規模が二十アールにも満たないという極零細經營であり、小狭な耕地の上に土地なし農民を含めて多数の人々がひしめきあつていているという状況は、ギアツの「インボルーション理論」や「貧困の共有理論」が提起された五十年代のそれと一見変わらないような感じを与える。

しかし、六〇年代にはいつて展開された多収性品種の導入、化学肥料の投下などを核とするビマス、インマス計画などのインドネシア版「緑の革命」は、灌漑の整備とあいまつて生産力の向上に一定の成果をあげ、農民の生活をある程度安定させる要因となつた。一方、そこで技術の革新（例えば、刈取作業におけるアニ・アニハ穂摘み刀から鎌への移行は）は、様々な議論をよんでいるようだ。それまでジャワ農村をひとつ特徴づけてきた労働慣行に少なからぬ影響をおよぼしている（ドゥルップ制の解体とテバサンという業者請負制や賃雇いなどの発生）。そして、そのことが近年の農村をとりまく社会経済状況の変化と連動しながら農民の雇用や就業構造をはじめとする生活構造を変化させつつある。

こうした動きの中で、農民の階層構成、村落の階層構造がどのように変動しているのかは大きな論点をなすところであるが、調査事例に即して慎重に検討してみたい。また、依然として過剰人口が堆積する状況下での農業の機械化や近代化的意味を考えてみたい。

五、家族・親族と村落生活

今回の調査の大きな困難のひとつは家族をどのように特定するか、ということであった。ジャワの家族は夫婦家族を基本形態とし、男女均分相続をとるのが一般であるとされている。調査村落でみると、このことはほぼ確認されたが、反面、例えば親夫婦と子夫婦の住まい方や食事の仕方をひとつとてみても、多様な形態がみられるし、さらに「家族」という言葉に相当するインドネシア語の keluarga という言葉が含意する内容がじつに広範かつ多様である。

そうした中で、どこまでジャワの家族の輪郭を明確にすることができるか、家族は社会を構成する基礎的単位であるだけに重要な課題である。

一方、村落内の親族ネットワークも複雑かつ重層的にはりめぐされており、例えば、特定の親族関係にある人々 dukuh の重要な役

職に連なるといった例にみられるように、親族および親族関係は村落生活の様々な場面に機能している。親族が村落の中でどのように関係づけられ、どのように機能しているのか、この点も村落を全体的に理解するうえで大きな問題である。

ところで、村落住民の生活の基底ではイスラム教のモスクを中心とする各種の宗教儀礼・行事とゴトソロヨンという相互扶助慣行（精神）とが結びつき、そして村落は精巧に組織化された共同体として存在している。そこに近年では広範な生活領域にわたる活発な集団活動が加わって、村落生活に活力と幅を与えていた。さらに、電化とモータリゼーションは人々の生活環境・生活構造を大きく変えるとともに、彼らの生活改善や上昇移動に体する意欲を強く刺激している。このことは農業構造の変化と並んで、従来の階層構成に一定のインパクトを与えるにはおかしいだろう。

過剰人口による「絶対的貧困」が指摘されてきたジャワ農

村ではあるが、これについて今回の短かな滞在経験と調査結果からだけで簡単に結論を下すことはできない。人々の生活の全体的構造の中で「貧困」の意味を考えてみる必要がある。

四、課題報告要旨

一、地主制下における土地管理・利用秩序をめぐる対抗関係

安孫子 靖

本報告では、明治町村制施行期より戰時期に至る、村落・地主・國家の三者の間での、土地をめぐる対抗関係を考察する。

一、課題の意味

村研が、この共通課題「土地利用秩序と村落の土地管理機能」を設定した根拠は、「土地をめぐる農政と村落・地域」と表現されるように、現段階農村・農業におけるすぐれて政策的な課題に着目したところにある。このことは、高山隆三・辻雅雄が「研究通信」において明確にしたように、戦後農業における個別經營の生産力追求→所得追求が、資本へ生産力との間の格差拡大、経営・生活面での矛盾増大によって壁につき当たり、村落・地域の合意形成を基礎に、集団的な新たな対応を迫まられている現実から生じている。

問題は、こうした当面の「壁」の前で、なぜいま村落・地域なんかという点にある。この村落・地域は、村研がいう「村落」というものと同じであるのか。あるいは逆に、「村落」の内実の段階差を確定しなければならないのか。それが明らかになつていなければ、言葉として村落・地域を抽象的に持ち出しても、混乱するだけであらう。

しかし、一面、村落を集落と呼び変えようとも、その段階差に注目しようとも、そこに連続する、共通する性格や機能がある。それは、家族経営という主体と、原生的生産力構造という自然との関わり方、の二点において連続・共通するからであろう。原生的生産力構造は、農業が土地に依拠するところに、最も深い基礎がある。現代農政が、土地問題を中心にして、集落・地域の組織化を考えるのは、その故である。

本報告は、現在の土地問題における集落の機能を確定するための側面的な作業として、歴史的に村落の土地への関わり方を考察するものである。その本源的形態は、「研究通信」の岩本由輝報告によつて論じられているので、ここでは触れない。村落の土地への関わり方が、資本主義経済の原理によって変えられていく過程だけを、日本に即して考察するに止まる。日本では、農業部門に限定すれば、資本の論理が土地を把握していく典型的事例は、いかにも不充分であつても、地主経済を通してである。原生的関係の体現としての村落機能、資本の論理の仮象としての地主支配、それらを利用しながら支配する国家意志、以上の三者の関連を、地主制下の日本農村についてみるものである。

二、前提—農耕における土地

人間の生活、その連続する過程としての歴史は、自然の一部としての人間の生存と、自然を対置された人間活動との総体である。その人間存続の物的条件は、「富の獲得」という人と自然との関係である。こうした人と自然との間の物質代謝・過程の問題はここでは省略するが（拙稿「人間社会存続のための物的諸条件」、「講座日本歴史」十三巻、十一月刊行予定、参照）、その一方としての農

耕の成立は、土地を媒介として、人が自然生態系に大きく踏み込んだ過程であった。新しい耕地生態系の維持・安定のために、人間は除草、休耕、施肥、灌漑を行なう。しかし、農耕－消費の過程は、つかって、そこに本来的な地力維持、土地管理が発生する。それが個別経営の力でなし得ない条件にあれば、集団、つまり共同体の機能を必要とするのである。その集団のルールが共同体を現実化し、土地タブーを作ったと考える（前掲岩本報告）。

他方で農耕は、生活財としての富のみならず剩余としての富を生み出し、土地及び労働手段の所有を廻る人間関係を発生させた。こうした階級社会にあつては、耕地創出、耕地維持についての支配階級の統制を生み出した。そこに、第二次的な土地管理、利用秩序が発生する。共同体の土地管理もそれに適応的に改変されるのである。本報告は、これを近代村落、地主支配の下での土地について検討する。

三、町村制下の村落における「継承」と「変革」

町村制下の村落（近代村落）が、幕藩体制期の共同体的村落といかなる意味で変質してきているかは、前提として省略する（拙稿「近代村落の三局面構造とその展開過程」、「南郷町史」など参照）。

近代村落は、新地方制度の確立、商品貨幣経済の進展によつてもその土地管理機能、土地利用秩序を一挙に変えてしまうものではなかつた。とくに、「部落」として機能し続けた村落の局面では、意識の上では土地は「ムラ」のもの、部落のものと観念されていた（かつての川本彰報告）。その意識構造は、現在の「集落」においても「領」意識として存続しているという。そして、その意識を支え

る実態もまた、厳然として一部は続いていた。「継承」の側面である。それはとくに入会利用、水利慣行において顕著であり、耕地についても、耕作強制・耕地（区画）整理・開墾の面で、村落の持つ役割が大きかったことに示されている。

しかし、他面、幕藩期から進行し始めた耕地の「不完全な商品化傾向」、地租改正による私的所有の法認は、明治期の商品貨幣経済の展開によって、村落の土地への関わり方を大きく変えてきている。本来、原生的生産力構造の維持として機能していた村落の土地管理は、価値法則的原理（まだ資本原理といい切れない）の作用によつて、「変質」し始める。この「継承」と「変質」は統一され、一定の村落機能として普遍的に成立してくる。たとえば、地主導でない部落有財産統一などはその現われであろう。

四、地主経済による土地管理原理

地主による土地支配は、基本的には地代收取原理である。しかし、現実の姿はかく単純ではない。すでに二七年前に、私はつきのよう指摘した。明治中期までは、「土地は農民経営総体を離れて価値形態をとり得ない。小作料は、当該耕地の生産量に依拠するよりも、農民経営総体に課せられる性格をもつた」この点は、最近、大場正巳によつてより理論的に、より実証的に明らかにされている（「本間家の俵田渡口米制の実証分析」）。こうした地主の土地支配の実態は、一面での価値法則原理に立脚する地代原理と、地面での村落機能の基盤にある原生的生産力構造との、統一的表現である。

それは、大地主差配制度が村落支配構造に関わっていること、中地主が村落（部落）支配を直接掌握し続けることに明瞭である。そのとき、部落財産統一も耕地整理も、地主主導であつても、村落の

土地管理との妥協を図らざるを得ない。「商品としての土地」は、一筆単位で成立しているとはいがたい。

しかし、変化は、明治末に始まる。やがて地代收取原理は、現実的に勝利し始める。所有権の強さは、本来的な耕作の権利を稀薄にして、貨幣で計れる小作権にすり替えられる。小作権意識こそ、村落の土地に対する本来的な関わりが消滅しつつあることを示す変化である。

五、村落・地主・国家の対抗

以上の基本的な見通しの下で、村落・地主・国家の土地管理・土地把握をめぐる錯綜した関係を、具体例に即して検討していくたい。評価は報告に譲るが、その項目としては、つぎの諸点である。

1. 本間家の土地支酌（大場説の紹介）

2. 部落有財産の統一
3. 明治末耕地整理—開田
4. 村落的地主小作協調組合
5. 南郷町臨時土地買収規程（一九三〇）
6. 南郷町分村移民計画
7. 標準農村確立計画（皇國農村体制）

時間的に全部は報告できないかと考えるが、以上の事例から結論を導きたい。

二、戦時体制下の村と土地問題

—山形県庄内地方の事例—

細谷 昂

北平田村の部落協議録にあらわされた土地関係の事項の例。いすれも小作人の耕作権防衛の申し合せで、農民側の自発的なもの、それが戦時期になると、土地をめぐる戦時行政がおろされてきて、対応をせまられる。

一、庄内地方の村

ここでは村を、一般的に、小生産農民のとり結ぶ諸関係と規定する。そこにおける生産面と生活面との渾然一体性。

そのような村の諸関係の、一定の地域に即した相対的まとまり。

しかしけして局地的小宇宙ではなく、政治、経済、文化などあらゆる面で外社会とかかわりをもつ。土地問題についても、この点を無視してはかたりえない。

このような村を、庄内の農民は部落とよぶ。藩制村の範囲にあたる事例が多い。

部落の寄合。部落の内在的問題はもとより、外社会から提起されてくる問題に対しても、判断をくだし対応をきめるのはこの寄合。土地問題にかんしてもそうである。

村の歴史変化。地主制下の村と農地改革後の自作農民の村は一大区分。しかし、地主制下でもいろいろに変化。

そのような変化を、村つまり部落と行政村との関連でみると、(飽海郡北平田村の事例)まず明治期の行政村は「部落連合的性格」。その後、地方改良運動とのかかわりなどで若干変化するが、この基本性格は大正期まで維持。しかしこの間に自小作大経営層が台頭し、大正末期の小作争議、ついで村役場と一緒にのかたちで展開された産組運動、という経過で、行政村レベルの統合が強められていく。そしてこの統合体制が、戦時期における強力な国家統制貫徹の機構となる。

二、戦時期の交換分合の諸例

戦時体制下の庄内で大きくなりあげられたのは水田の交換分合。当時の国策、つまり戦時下の労働力不足対策として、また「満州」移民とも関連して「皇國農村」確立のための重要な課題として推進された。

(1) 鮑海郡高瀬村(現遊佐町)

昭和一五年開始、村の中心部約四一八町。
耕地整理、暗渠排水事業と同時実施(平田郷・荒瀬郷平担部との相異点)。

分合計画の策定、了承取付は部落。

時の村長阿部忠思の講演による目的、前提条件、問題点——適正小作料の実施が先決 土地所有権とのからみの問題。

(2) 東田川郡黒川村(現柳引町)

昭和一七年開始、村の主要部。

労力不足への対応として村役場、産組主導(上からの指示でない?) 県に相談、高瀬村吏員の指導)。

行政村レベルの対策本部が分合計画策定、了承取付は部落。耕作権のみの交換。

(3) 鮑海郡本楯村(現酒田市)

昭和一八年開始、全村規模。

耕地整理済、適正小作料実施(平田郷に・荒瀬郷平担部交換分合)

多い理由)。

「県の命令でやった」(杉山良太氏)。分合計画策定、了承取付は部落。

以上三例から引きだせること——戦時下の労力不足という農民側の要求と「国策」との交錯、年ごとに上からの性格強化。そこで部落のはたした役割。「ギリギリのところで部落は生産力そのものであることを自ら立証した」(『豊原村』)といわれる面と「国策」のうけ皿の面と。

前程条件としての耕地整理、適正小作料。問題点としての所有権との抵触。

三、鮑海郡北平田村(現酒田市)の事例

(1) 前提条件

耕地整理済、小作争議により自小作上層の発言力増大、村政参加。産組運動をへて行政村、産組一体の体制確立、指導者波谷勇夫(加藤完治の愛弟子)。

適正小作料実施(昭和一六年)。

(2) 経過

昭和一六年、県—郡協力会議—村常会—部落常会のルートで提起。以後曲折をへながらも昭和一八年に実施。

村農業会(波谷勇夫)の主導、全村規模。但、とくりみの積極的部落(例、中野曾根、自小作上層主導、小作争議の拠点部落)と消極的部落(例、円能寺、自作地主導本家支配の強い同族的構成の部落)、その階級的性格の対比に注意。

(3) 中野曾根の事例

昭和一八年、部落分合委員会発足、計画策定。

交換分合のなかで、これも上からおろされてきていた苗代面積拡張実現(反当七坪から一五坪へ、二町五反の増)。

大経営農家の面積減、良田割当。小経営農家の面積拡大。

耕作権と所有権の抵触の問題を自作農創設によつて解決、この機会に農地解放した地主もあつた(かつての小作争議の標的となつた地主など)。自創資金借入は農業会ルート。

その結果、大経営層の規模縮小、わずかながら平準化。小自作から自小作へ。

(4) 農地改革への接続

農地委員は話しあい選出、しかし元小作争議活動家選出、委員長も。そして、(1)徹底した地主所有地解放、(2)独自に保有上限三町五反設定(県農地委員会決定の特別措置法第三条第一項第三号の面積四町四反)、(3)交換分合をあわせて実施(戦時中の仕事の総仕上げの意識)。

作業手順としては、まず村農業会主導で村分合委員会開催、上限三町五反と中学校敷地捻出の方針決定、それをうけて部落分合委員会が案策定、了承取付。

この交換分合案にもとづき村農地委員会が買収、譲渡。したがつてぼう大な地主数。

その結果、自作三・五町(前後)の分厚い層の形成。改革後生産力発展の主導層確立(なお、それがやがて危機におちつた時、「部落ぐるみの集団栽培」という形で対応していることにも注意)。

四、まとめ

戦時体制期の交換分合は、「国策」渗透下における部落の、労働力不足への生産力的対応。したがつて耕作権を第一義とする事業。

小作人の耕作権の相対的確立（耕作権の譲渡、永小作で一五俵、一〇年ほどの年季小作で一〇俵）を前提とし、またさらにそれをおし進めた。

その場合、自小作大経営層主導、小作争議の拠点部落中野曾根では、大経営層の規模を縮小して交換分合を成功させた（「量よりも質」）。しかもそれに自作農創設をからませたこと、つまり耕作の論理に所有をしたがわせることで両者の抵触を解決しようとしていることに注意。また、それに応じた地主層、農地改革の内在的必然性、地主制解体の一過程を示す。

したがって農地改革に順調に移行。ここでも「量よりも質」、つまり上限を三・五町で切り、交換分合をからませた。所有面積にこだわらずに耕作の論理を優先させた自小作大経営層主導の北平田村（所有上限拡大に固執した自作大経営層主導の京田村林崎の事例との対比）。

以上の過程で、中野曾根を典型とする北平田村の部落は、一貫して自小作大経営層の発想にもとづいて、土地問題をめぐって上からおろされてくる政策や生産力的課題に対応している。村の土地管理機能という場合、このような内外から提起されてくる具体的な歴史的課題、それに対応する農民層の性格このかかわりでみていく必要がある。

三、ムラと土地

川本彰

（一）私のムラ領域論は私の経験から把握したもので、決して理論

的究明からのものではないことを強調しておきたい。何處こんなことをいうかといえば、抽象的理論の泥沼に入ることを避けたいからである。例えば共同体という概念がさきに存在し、その概念でムラを割りきるということはなるべくしたくないからである。

私がムラ領域の重要性に気づいたのは、昭和三一年夏から三年間、柿崎京一氏と交替して参与観察をしてきた岡山県新他ムラにおいてである。故に、その時点における現実としてのムラの事実をまず報告し、その現実からムラ領域論が成立するかどうかをどうのがます第一の問題であろう。

（二）つぎに問題としたいのは、その現実のムラは、昭和三〇年台のムラであるが、そのムラも歴史的性格をおびたものだということである。明治以降の近代化政策の一貫として、明治以前の徳川期ムラが多くの外圧、内部変貌をへて、昭和期の戦後におけるムラに辿りついているということを確認しておきたい。それは同じく戦後になって封建的・反動的と焼印をおされ、解体された天皇制家族国家体制の基本的単位たる明治的イエと同じ運命をもつものであった。

（三）しかし、日本のイエには日本のイエたる本質があると思う。その一つが血縁の擬制性、それに母性原理であると私は考えている。ムラにも歴史的変容の奥底に沈潜しているムラの日本の本質があるのでないか。その一つには日本的大稻作条件、ないしは日本人の土地に対する特別な関係があるのでないだろうか。これを、問題提起として考えてみたい。

（四）これもまた問題提起の域を出ないか、ムラの類型を大きづばにおさえておきたい。人間と土地との関係といつても、日本中どこでもおなじ自然的・社会的環境ではないので、人間と土地との関係に地域性が二次的ではあるか成立するのはどうぜんと思われる。

四 さて、こういう日本のムラは、大社会における産業化と大都市化によって、まさに解体寸前の運命にある。ある意味では、日本のイエもムラも何故にかっては、あれほど強固であったのが、今日、何故にこんなにもろいのかと思われるほどであるが、そのもろさの基本的原因は、イエとムラはともに日本近代の政治的産物であったということとどあろう。しかし、このままイエとムラとなるがままにその崩壊をようぜんであると対岸の火災視しておいてよいか。一方では、今日の政治、行政がムラに思い入れをしている状況下においてである。

私は今日の農業崩壊、社会の不安定、自然破壊の現況下において、日本のムラの本質、ならびにその機能の有効性、ないし無効性を考えてみる必要があると考えている。

六 最後に弁解になるが、久しくムラ研究を怠ってきた私にとって、過去の私の考え方を一步もでていないこと、更にこの報告が現在私の考へている構想のスケルトンにすぎないことをお許し頂きたい。また、このレジュメ提出までに私の報告原案が固まらないため、当日の報告で大きく要旨が異ってしまうことがあるかもしれない。御寛容を乞う次第である。

四、漁場管理と漁業村落の変容

—三重県志摩郡の事例を中心に—

中 田 実

一、共通課題と漁村

本報告は、共通課題「土地と村落」を「漁場と村落」を読みかえ

て、共通課題の解明に参加しようとするものである。土地が本質的に私的所有になじまないものであるとすれば、漁場はさらに強くそのような性格を示している。この点では、明治以来のわが国の法制度が「海面官有地化布告」（明治六年）、「借区制布告」（明治八年）、公共用水面概念の法定（明治四三年、漁業法）等として、一方で漁業権の物権的性格を強めながらも、基本的性格を保持してきたことと重なるものであり、この点はさらに戦後の漁業法（昭和二十四年）が、漁業生産力をあげるために不可欠な、「相当広い水面を単位とした総合的な計画性」（新漁業法国会提案理由書）をもたらせることが必要として、漁業権の物権的性格の修正をはかつたことともつながっている。一人の漁業者が占有する漁場面積はわずかであるとしても、水を通しての相互の関連は土地の場合より密接であり、それだけに漁場全体の管理への個々の漁業者の関心はいっそう強いと考えられる。

農業的土地利用における集団的的土地管理が、現在の農業生産力の高まりの中で注目されてきてはいるが、このことは漁業においてはすでに早くから自覚化され、漁業共同体による漁場規制として実行されてきたところである。たとえば、明治十九年の「漁業組合準則」公布前後の「漁場支配権をふくむ漁業律の趣旨は、水族繁殖のための漁場統制にありとする思想」であったといわれている（青塚繁志）。とくに地先漁業では、漁業生産力が資源保護のための漁場管理と一体であることから、漁業権の種類が漁場の共同管理の程度を反映する面をもちながらも——すなわち戦後では、地先漁場内で繁殖する魚介藻類を中心とする目的とする共同漁業権においてこの共同管理はもつとも強く、区画内での養殖を目的とする区画漁業権がこれにつき、回遊魚を待ちうけて捕獲することを日ざす定置漁業権において

は漁業者による個別管理が先行するが——、基本的には地先水面、さらには同一湾内とか海区の漁業全体の状況が生産にたいして大きな規定力をもつことは避けられない。それゆえに共同管理の性格の強い漁業権は漁業（協同）組合に認可されてきたのである。

漁村の工業化や観光地化によって漁業水域の水質や底質の悪化がすすむにつれて、漁場の個別的管理の限界も早くから顕現するにいたる。さらに水産養殖業における技術水準の限界や個別宮利の追求としての密殖化などが、水域全体の富ないし貧栄養化や病気の多発、斃死率の増大、品質低下をもたらし、漁業経営の困難化を招くことは、すでに各地で見られる現象である。

こうして今日、沿岸の漁業権漁業は、その生産力の向上あるいはむしろ漁業自体の存続のためにも、漁業者集団の、漁村の全産業従事者の、全住民の、さらには同一海区に關係する全地域社会の、漁場管理のための共同体制を創りあげていくことが必要となっている。以下、このような漁場共同管理への歩みを、志摩漁村の二つの地区を事例として検討したい。

二、漁場利用秩序解体と村落——志摩町御座——

先志摩半島の先端で志摩町内でも孤立した位置にある御座地区は、英虞湾口という、漁業的にも観光地としても有利な条件を生かした、まとまりのよい地区であった。そこでは戦前から町村合併の昭和二九年まで、村長＝漁業組合長の体制がとられ、村民のほぼ全戸が漁協の正組合員であり、漁協加入資格が漁業従事日数でなく村民としての義務履行（代表的には村内の葬式に香典を持参すること）の有無によって判定されるなどのことと示されるように、伝統的に漁業（協同）組合が地区の中枢統合組織としての役割を果たしてきた。

世帯数三百弱、内約三分の一が漁家で、共同漁業権による磯物採捕

と組合員の入札による小型定置、区画漁業権による真珠養殖がその中心をなしてきた。カツオが熊野灘に接近するころこの定置網とされる生餌用のイワシは、いわば独占市場としての価値をもっていたが、近年、餌の保存法が進歩し、他漁場でとれるものも使われるようになつたことと、この網の水揚自体の減少もあり、経営状態も思わしくない。この網の入札金が村の神社、寺の維持・管理、各種団体への補助金等にも支出されてきていたので、この財源の逼迫は、漁業者には沿岸漁業振興のためにのみこれを使うべきとあるとの要望を強めさせ、また、観光地化により民宿や売店が増加した結果、村内で身内に観光関係者がいない家はないといわれる状況になり、この面からも漁獲物の組合集荷の乱れが指摘されてきた。昭和四八年に組合長に就任したY.H.氏は、①神社、寺の管理の組合からの切離し、②組合員の正・準・非別化、③漁業収益の漁業振興のための使用、④生活改善等（節約）、⑤海の汚染防止のため、盆の供物を海へ流すことの中止、といった方針をかけたが、⑥を除いては進展がみられず、かえって村内に宮利主義的な雰囲気をかもし出すことになつた。五六年に組合長をついだY.H.氏は、この改革の凍結、現状維持の方針をとったが、全体として漁協の役割の低下は否定できず、漁村社会秩序の動搖が強まつた。

こうした中で、五九年以降、漁場利用秩序を侵犯する事件があいつて起つた。しかもこれらの事件は、漁協＝村内で解決できず、現在五つの訴訟等で争われているのである。これらの被告に当たる人びとは、一名を除いて村民＝漁協組合員である。違反行為自体は、現在仮処分の執行で差止められているが、この過程でも、組合から

の除名（組合定款第十五条(3)「この組合の事業を妨げる行為をしたとき」適用）は全く考えられていない。この意味では「漁協＝村

「落」体制」（後藤和夫）は、現実の経済関係とは切離されて維持されているようである。そして、こうした苦い経験を通して新たな漁場秩序の再編がなされるであろうが、この時とりうる一つのタイプの取りくみを、船越の事例で考えてみたい。

三、漁村社会の変容と自治会づくり 一大王町船越

先志摩半島の付根にある船越地区は、昭和二九年に波切地区他と合併して大王町をなすが、早くから商品経済化と階層分化がすすみ、真珠養殖業も戦前すでに一時代を画する発展を見せていた。戦後、真珠養殖業はさらに大きく広がる（漁場開放）が、四二年をピークとして急激な不況の波にのみ込まれ、大手を中心にして倒産が続き、借金の担保となっていた土地の流出がすんだ。四五年前後のドン底の時期は、「列島改造」による観光開発ブームで、当地区でも開発への誘いは強まつた。

昭和四八年、町は旧船越村有地（村民入会山）を売却し、その代金の二割（四八〇〇万円）を当地区に還元してきた。この金の受入

れをめぐって、伝統的な「組長会」組織の性格が検討されたが、住民の総意をまとめて町と交渉しうる住民の自主団体として新たな組織（自治会）をつくる必要があるとの結論に達した。そして議論を重ねた末、同年、自治会の発足をみ、上記還元金を受けとった。

翌四九年は真珠養殖区画漁業権の免許更新の年で、密殖防止のため免許筏台数は一挙に三分の一に減らされてしまった。この年、当地区で観光開発を計画した一企業が、開発についての漁協の同意を求めてきた。この申し出の処理をめぐって漁協理事会は二分され、漁業者の利益優先を重視した議長・組合長の一案で「同意」は斥けられた。この争いの中で、漁協の中から、開発賛成派の多かった非漁業組合員を組合からの排除しないと漁業が守れないとの声が強ま

り、改めて組合員資格の厳密化が行われた（正組合員六六一人→四二六人）。「組長会」は戦前來、漁業組合の地域組織でもあったが、漁協が漁業者団体に純化していくにつれて自治団体としての性格を弱めていき（町行政末端化）、それゆえに実質的な自治組織として自治会を別途必要とするにいたつたと考えられる。石油ショックとともに開発熱もさめ、真珠の景気ももち直すなどで、漁業環境を守ることができたのである。

自治会はその後、この還元金で土地を購入し、これを町に寄付してこの土地に公民館を建設するよう、町にたいして要求中である。また、住民要望のとりまとめ（初寄り）、地区年中行事（夏祭り、新式など）の維持、地区財産管理などを行っている。地区内の十三の組から各二名の委員（内一名は組長）を選出し、運営されているが、この委員を組長と非組長に分けて職業構成を比較すると、前者には漁業者、雇用者が多く、後者には商工自営が多い特徴がみられる。

四、まとめ

漁場管理には、土地の場合とはちがつた特徴がある。①漁場については利用権しかない、②環境条件としてより広域の影響下にある、③地先漁場支配については村落共同体的意識の残存がある、④漁場の境界をめぐる隣接地区との深い対立の存在。それゆえに、こうした条件をふまえ生かしつつこれらを乗りこえる、共同的漁場管理体制=村落社会再編が求められている。その内容は、①漁場における漁業生産管理のための共同組織としての漁業者の連帶（漁協を組合員）、②地先海面全体にわたる海面の監視、自然景観保全等にかかる環境管理のための共同組織としての、準組合員をまきこんだ漁協の目的的活動、③地域の生産・生活の構成や様式を漁業と調和で

きるものにする地域社会全体の再編（非組合員をふくむ全住民的連帶の形成）であり、こうした重層的連帶とそれにもとづく海区的（究極的には地球的な）連帶への拡大が、今後の重要な課題となろう。

六〇年度より新たに始めた国策「活力ある漁村の形成」は「沿岸域計画宮漁の推進」等と内容としてかかげているが、漁業の計画化とその主体形成が「資源、漁場の合理的管理」を一つの軸として「住みよいむらづくり」（高齢者問題が一視点となっている）として展開されようとしていることにも、漁民層分解や開発政策の動向とともにかかわって注目しておきたい。

五、大規模借地経営の形成と村落—石川県の

現状分析

川 皇 平 一

2. はじめに——報告の課題と方法

村落構造の変化と農地賃貸借の現状

(1) 北陸・石川県における農地流動の動向と特質

(2) 農地賃貸借の実相Ⅰ——小松市Y集落の分析

(3) 農地賃貸借の実相Ⅱ——寺井町U集落の分析

(4) 土地利用調整のあり方を規定するもの

(5) 規模拡大農家層の経営対応

3. 大規模借地経営の土地集積と経営問題——両集落の比較を中心

(1) 規模拡大農家層の土地集積過程と賃貸借契約の特徴

(2) 最大規模農家の経営構造

(3) 経営問題の現局面——三つの土地問題

4. (4) 村落における土地管理機能再編の担い手
むすび——新しい土地利用秩序形成の方向と課題

五、東海・関西地区研究会報告（その二）

研究通信一四一号発送の後に岩崎会員より討論のまとめが送られてきた。

当日の参加者は

牧野由朗、後藤和夫、松本通晴、古川彰、木村都、山本正和、嘉田由紀子、足高壹夫、脇田健一、寺口瑞穂、秋津元輝、北原淳、渡辺正、池端晋吾、スリチャイ・ワンカエーク、藤井勝、岩崎信彦、鳥超皓之、中田実、高田正朗、黒柳晴夫、事務局

討論のまとめ

本年度の村研の共通課題のねらいは、遠路はるばる参加くださった村研事務局の黒崎会員が端的に述べられたように、伝統的村落の管理秩序が解体し、しかも単なるそれの再現によつては今日の事態に対処できないとすれば、それにかわる新しい管理秩序は如何なるものかを考えることにあるようだ。しかも、そのなかにあって本研究会の特別のねらいは、研究会組織者である後藤・松本会員が述べられたように、この本年度の村研の共通課題に漁村研究の側からどのようにかかわっていくかであった。中田会員の報告は以上の二つのねらいを真正面から受け止めた内容の濃いものであったが、それを可能にしたのは長年蓄積してきた志摩漁村の研究にここ十年來

特別心血を注いでまた地域住民組織研究の成果を充分生かしたことである。その点からすれば、研究会参加者が報告の意義をどの程度正確に受け止め、議論の発展を行なうかがむしろ問われたといえるかもしない。少し恣意的に過ぎるかもしれないが、ここでは当日の討論を四つの問題に整理してまとめたい。

〔一〕 中田報告は現段階の沿岸漁業をめぐる矛盾と危機によって、村落と漁協の未分化のもとでの管理秩序の解体、そして両者の分離・再編による新しい管理秩序の形成が不可避であるとの立場から、事例として取り上げた御座・船越の状況も段階論的に位置づけたが、この点については様々な意見が出た。

コメンテーターである鳥越会員は、取り上げられた二漁村の事例を聞いていると漁村の表層での管理をめぐる様々な動きにもかかわらず、そのなかに非常に強固な何かの論理が働いている。敢えて言えばそれは「生活の論理の共有体」であるとし、表層での動きと「生活の論理の共有体」を象徴的に枝葉と幹の関係にたとえながら、むしろ根底にあって不变の「生活の論理の共有体」の解明こそが管理の理解にとって重要だとした。

これとは視点を多少異にしながら中田報告に異論を提示したのが、コメンテーターである牧野会員や嘉田会員であり、漁村それぞれが個性的性格をもっているのだから管理のあり方も漁村ごとに多様であり得るという考え方である。牧野会員のそれは從来から漁村研究者によつて度々繰り返されてきた「漁村」個性的論であり、漁業環境等の差異により漁村は農村とは比較にならない程それが個性的であるため漁村一般を問題にするのは不可能に近い。個々の漁村固有の問題として新しい事態のもとでの管理も考えるべきだとする。嘉田会員の場合は牧野会員の論点を含みながらも主要には生活

史論からの立論であった。つまり漁村にしろ農村にしろ一般に地域社会はそれぞれの歴史的出発から始まる日常生活（経験）の蓄積のうえに成り立つており、そこに地域社会の唯一的性質が形成されている。したがって、新しい事態に対応する管理の問題もこの累積された生活の論理に従うものである、また従来の社会科学の方法でこもつとも中田報告の視点に真正面から対立する意見ばかりが出されたのではない。ともに地主漁村の研究にたずさわってきた後藤会員は船越での漁協と自治会へのスマーズな分離の背景として、地域社会の「素地」の面も見る必要があるのであるのではとし、松本会員は個々の漁村の「歴史的背景」にも考慮しなければならないとしたが、これらの発言は一般的展開の方向はそれとして認めながらも個々の漁村のレヴュールではそれが必ずしも一様な形態であらわれるとは限らないと、いわば地域社会把握の原則をあらためて確認するものであった。中田会員の回答からすれば同会員の漁村の管理への認識の基本もここにあったことは明らかだが、ただ今回の報告の主旨は個々の漁村の管理秩序自身の分析というより現段階での管理秩序の展開方向の模索にあつたから、二つの漁村の分析もこの観点にそつて行ない段階論的位置づけを行なつたということであろう。

〔二〕 また中田報告によって船越の事例を通じて示唆された新しい管理秩序のもとでは、村落（ムラ）と漁協の分離・再編がなされるとしているが、果してこのような事態生じ得るのかについて鳥越・牧野の両コメンテーターはムラ実質的漁場所有主体の観点から消極的な見解を示した。牧野会員によれば、明治の漁業制度改革による地先漁場の公有制への移行はあくまで制度上の問題であり、ムラが地先漁場を所有しているという観念は今まで漁村に根強く存在

している。このため例えば、現時点で陸に上がっている漁村住民も自分たちは何時でも地先漁場を使用する権利があるという意識をもつている。牧野会員はこの状況を漁村における「土着民支配」だとし、このもとでは漁協に漁業や漁場が全て移譲されることなく漁村総体がこれに関与し、逆に漁協自身も漁業団体に純化されにくいとした。鳥越会員は極めて独自の議論を展開されたようだが、基本的な点はこの牧野会員の見解と共有するところが多かったと考えられる。すなわち先の「生活の論理の共有体」は具体的な地域的範域や組織体ではなく原理的次元でのムラだと考えおり、それはいかなる時点でも漁村の諸集団・関係に通底し、また本来の地先漁場所有主体というべき地位にあって漁場管理を規制する論理を生みだすものとみなしているからである。

これらの指摘に対し中田会員がまず強調したのは△利用▽といふことであった。牧野・鳥越両会員のコメントはいわば△所有▽の側からの管理を問題としているが、報告での管理の問題は△利用▽にもとづく管理を扱っており、この方向からの管理の把握が今年度の共通課題との関連、農村と漁村の管理の統一的把握、今日の管理をめぐる諸問題の核心的把握といった点から要請されているとした。また中田会員の回答のなかでは余り議論されなかつたが、報告の論点にしたがうと明治の漁業制度改革以降は地先漁場は公有制であるという立場に立っていたから、鳥越・牧野会員のようにムラリ実質的漁場所有主体という認識はそもそもなく、漁村で問題になるのはあくまで△利用▽のレヴェルだということになる。

もっともだからといって中田会員は新しい管理秩序のもとでの漁協と自治組織への分離を単純な機能分化とみなすのではなく、この地域自治組織が担う地域管理は漁協とは異なったレヴェルからでは

あるが漁場管理にも関与していることを重視した。なぜなら地域管理は地域社会の生産・生活の編成をめぐる絶対的管理である以上、漁村の生産の重要な要素である漁業に無関心であることはできないし、個々の漁村住民からみると、漁協に組織された漁家層にとって地先漁場が顯在的かつ直接的な「生活権保障」の場になつては言つてもないが、非漁家層にとつても潜在的には間接的な「生活権保障」の場となつてゐるからである。そしてこの「生活権保障」こそが△利用▽にもとづく管理における住民側の論理となつており、元漁民層の地先漁場への権利意識といった牧野会員が取り上げた問題もこの概念から捉えることが可能であるとした。

〔三〕さらにこのように管理秩序の中心にある漁場の管理の性格や方法なども問題となつた。松本・岩崎会員は漁業といつても採集・捕獲・栽培（養殖）などの異なる生産力段階にあるものよりもなつてゐるため、このよくな種類に応じて管理の意味も相違つてゐるのではないかとし、岩崎・嘉田会員はとりわけ今日的な問題として、養殖業を中心とする私的經營の論理によつて他の漁業が締め出され漁場の汚染も進み、自らも含めた漁業の困難が進んでゐるが、これは管理という点からどのように解決されるかを問うた。

中田会員はこれに對して漁場管理の基本は「漁場としての潜在力を維持」することにあり、そうであるからこそ個別經營の努力だけでは解決しないし、漁業者だけでなく地区住民全体の管理への参加が必要だとした。そして養殖業の漁場汚染を宿命的なものとはせず、私的利害の排他的追求と養殖技術体系の未熟さによつて生じたと考え、養殖業そのものが漁業生産力として有する段階性に対しても正当な評価を与えた。この点牧野会員のコメントが、志摩漁村における真珠養殖を主に、撹乱的役割の面から問題とし生産力としての

評価に消極的であったのとは異なつていよう。

ところで討論では主に地先漁場を念頭に置いて管理の問題が取りあげられたが、地先漁場を越えた漁場の管理も重要である。岩崎会員の質問への回答のなかでも触れられたように、対象地では余り漁船漁業が発達していないため問題とならなかったのかもしれないが、報告の中では漁場管理における漁村の連合の必要も若干問題にされていたようと思える。沿岸漁業といつても一般には地先漁場とともに沖合の入会漁場が重要な漁業の場となっているし、牧野会員が農村の汚染と漁村の汚染の差に関して述べたように、一漁村内の地先漁場の汚染は周辺海域の汚染と直結していくのである。

四 最後に地域管理の主要な主体となる地域自治組織の性格も後藤・牧野・渡辺会員より問われた。新しく形成された船越の「自治会」は「組長会」や「合同会議」（複数の村落内組織の連合）といった旧来のムラ組織などのような関連にあるかである。中田会員は、②「自治会」は「組長会」のメンバーを役員会に含んでいるが組織としては別個であり、「合同会議」は「自治会」結成後は開かれなくなつたこと、⑤「自治会」のリーダーは地域ボス的存在でもなければ必ずしも漁家でもなく、実務能力と地域からの信望を兼ね備えた層であることを強調し、ムラ的性格との断絶を印象づけた。しかし渡辺会員の質問への回答のなかで、「自治会」結成の直接の契機には村落財産の売却金の管理問題があり、これを核に漁村住民の「自治会」への統合を促進した経過を重視したから、やはり再編・新生の認識が基本的なものであろう。

この新しい地域自治組織とその担う地域管理の問題こそ中田会員の議論の特質をなし、これまでの地域住民組織研究の成果の適用がなされていたのであつたから、この管理をめぐつてもう少し活発

な意見交換がなされてしかるべきであつた。兼業化や脱漁家現象によって漁村の住民編成がどのようになつてゐるかにつき北原会員より質問があつたが、こうした状況認識を深めることにより地域管理の性格・意義を考えいく必要があつたし、兼業化は進むが脱農家の現象の弱い農村の地域管理との関係も知りたいところであつた。
なお、以上の要約では筆者の力量不足のため、中田会員を含めた各発言者諸氏の討論の主旨を十分理解していなかつたり曲解している場合もあるかと思われるがご容赦願いたい。
(藤井記)

六、第三回研究会報告

第三回研究会は左のように行われた。

日時 昭和六〇年七月二〇日(土) 一三・三〇

場所 中央大学会館

出席者 宮崎俊行、高山隆三、高橋明善、三本松政之、島崎

稔、吉沢四郎、柄沢行雄、渡辺 正、事務局

報告者 関東地区
高橋明善会員

東海近畿地区
渡辺 正会員

司会は吉沢四郎会員におねがいし、報告と熱心な討論が行なわれたが、報告要者のみ掲載することにした（事務局）。

研究会をふまえて若干の論点整理を試みたい。巨視的な視点として、まず第一点は、高山氏が多くのべているが、市場メカニズムによって土地の最適利用秩序は形成されえないであろうし、また排他

的な私的利用にまかせるべきではない、と問題提起された。最適利用秩序が形成されえないことの理由は土地の有限性と供給独占から生ずるし、私的所有は土地が本来もつてゐる公共性と矛盾する。そこで市民的生存権を保障する基礎としての新しい土地利用秩序の形成を提唱されたが、これは具体的にどういものであるのか。しかし、これはまことに重要な問題提起である。

第二にマルクスの世帯連鎖の母体としての土地であり、これは一社会や一国民をこえた人類の共有財産であるという説である。この説をふまえた新しい土地利用秩序の提言をされた。マルクスはそれを農地についてのべたのであるが、これは大土地利用についても言ひ得ることであり、高橋正郎氏は生態系の破壊に言及された。

第三に磯辺氏が指摘した問題、労働主体と客体諸条件の本源的的前提としての共同体の位置づけがある。自己労働にもとづく所有はつなげに個人性と共同性の相互規定をもつ。そこから生れるムラを再評価しなければならないと、これは守田氏や川本氏の論を磯辺氏がマルクスの視点から論理化したものと言える。

これは大前提として私どもの討論を深めてゆかなければなるまい。以上を前提として辻氏の言う小土地利用の問題に焦点をあてる。

これは、まず土地利用秩序の必要がどこから出てくるのか、次に土地利用秩序とはなにかと問う。高山氏はそれに疑問をもつが辻氏や高橋正郎氏は土地利用秩序が存在したとみる。土地利用を秩序づける力がかつては村落にあった。辻氏はさらに土地単位、経済単位、技術単位が個別経営の枠組内部で有機的に統合されていった。そして個別経営内部での統合の困難化から土地問題の解決主体としての村落が若干唐突に登場するのである。高橋正郎氏は村落と小農民の存在とが不可分のものとみて両者の相互関連のなかでの土地利用秩序

の確立と解体傾向を論じる。辻氏は自己完結的個別経営を軸に土地利用秩序を考えており、村落が歴史的段階をふまえず新しい秩序の担い手として登場してくるの感じがある。他方、高橋正郎氏は農業経営主体の変質を強調し、歴史的傾向として小経営が変質するとともに村落が変質し解体するとするのである。

渡辺兵力氏は村落の管理領域は二つあり、農耕領域と採集領域とであり、村落が直接管理するのは採集領域であると言ふ。農耕領域は家の管理下にあり、直接家長の管理のもとにあつて村が直接管理することはできない。本来村落は農耕領域の管理主体とはなりえない、という考え方である。辻氏は個別経営から高橋正郎氏は村落と個別経営の両方の統合から、渡辺氏はその中間であつて農耕領域は村落が管理できないと始めから考えた。伝統的土地利用秩序とはない。これをもう少し議論する必要がある。村落にはかつてどのようないい土地利用秩序があったのか。それの論理や構造はどんなものであるかについての実証的研究が必要なのである。

第三に農地改革が創出した自作農的土地利用秩序とはなんであったのか。地主制下の土地利用秩序とこれとを比較して原型的に明らかにする必要がある。これは小農制一般としてだけではとらえにくいので、原型をつかまえてそれが今どのようにくされたのか、どのように問題がでてきたのか。地主制下の土地利用秩序形成には地主、自作、小作あるいは諸階層・階級がさまざまな形で関与あるいは排除されてきたという構造があつたわけである。そのなかで統合や矛盾があり、矛盾があつたから農地改革があつたのである。農地改革において所有が所有によって否定されたが、そこに今日の矛盾の根源があるのでないか。この議論との結びつきで戦前についての議論を深める必要がある。地主制が支配していたから地主が土地を自

由に利用していたとは言えない側面がある。例えば、糸魚川市の純小作のムラでは村落内の土地の管理は小作人が行なっており、その所有（？）の序列をふまえて用水や農道の毎年の管理、維持を行ない費用を村外の地主へ請求する。村外地主は日常的管理に関与できない構造＝村落の論理があるのである。

自作農制下の土地利用秩序の原型をもつと明らかにしておく必要がある。

第四に自作農制の危機と土地利用秩序についての問題がある。原型的土地利用秩序が進行する自作農制の危機と村落の変質とともに変ってきた。農業經營主体の変質、危機にひんした改革自作農、多様な住民階層から構成される村落は小土地利用秩序形成の主体とはなりえないのでないか。より上位の協同主体に管理を移行すべきではないか。少なくとも村落だけに期待することはできないという議論がある。高橋正郎氏は自治体農政と地域マネジメントという形の管理主体を構想している。さらに圧倒的な大土地利用の影響力の増大がある。そこに調整主体としての自治体の役割が強調される必然性がある。高橋氏は「かつて村落の成員にとって非常に身近な公的秩序があったのではないか。現在は身近な秩序づけがそれほど機能しなくなってきた。そのかわりに国の政策という形で大きな迂回した秩序づけが要請されている。このギャップをどうするか。」これをうずめる方法として自治体農政、地域マネジメントを考える。

第五に村落の土地管理機能そのものについての現状認識が明らかにされねばならないと高山隆三氏は言う。具体的には村落の土地管理機能とはなにか、その基礎あるいはそれを支える要因、その機能低下する要因や諸条件はなにか。それが果そうとする目的は歴史

的にどうであつたのか。これは川本氏の領土論を前提としているようである。小農民の土地利用秩序に対する村落の位置づけを明確にすること、歴史段階における地主制下あるいは自作農制下の土地利用秩序と村落、さらに自作農制の動搖と大土地利用の影響力の増大の段階についての現状認識および地域的多様性のもとでの類型化の必要があると要約できる。

第六に渡辺兵力氏が説く社会領域としての村落と地理的領域としての村落について考える必要がある。村研のこれまでの議論では市場メカニズムだけで土地利用秩序を形成することは困難であるところ。そこで村落は地理的領域であるだけでなく社会的領域である。センサスの集落概念は、昭和三〇年には村落は集団累積体であつてそれに共有林や用水の範囲を附加えて集落を規定する。つまり鈴木栄太郎と共同体論であった。渡辺氏は七〇年センサスにおいてそれを属地的に定義する。一定の土地（地理的領域）と家（社会的領域）を成立条件とした農村の地域社会を集落と定義する。社会的領域についてはセンサスのためか十分に明らかになつていらない。それに渡辺氏は村落を採集領域と農耕領域とに分け、後者は基本的に家長の管理空間であるとする。その利用秩序は内と外を区別する閉ざされた世界での相成、共存、競争の原理に支えられた村落固有の土地利用秩序なのである。それを一般的合理的な論理で第三者が干渉するのはむずかしいという形で伝統的制約をのべる。そして村の中でも村固有の論理をはなれた日本の自由が確立されなかぎり、集団的の土地管理は困難であると結論した。

他方、磯辺氏は村の重さを前提として小農制を補完するものとして村落による集団的の土地利用の不可避性を説く。高橋正郎氏は近隣

共同と地域間競争を説く。渡辺氏は伝統の切斷を説くのに対しして後者は伝統の上に未来を展望するのである。しかし伝統をぬきにして土地利用秩序の再編成はむずかしいのではないか。

社会領域としての村落を考えると有賀理論は新しい眼で深められなければなるまい。ジャワ農村の例では男女完全な均分相続で村落内構成員が絶えず交代する。そして家のない共同体村落がある。

日本の場合、老人のみで生活している農家はきはめて少ない。大多数は親族と同居してアトツギをのこしている。つまり、家の比率が高い。秋田県のある村、同族結合の典型的な村落であるが、三戸の本家格の家があり今日でも役職を独占している。うち一戸は娘ばかりで両方とも嫁に出し、もう一戸は娘を嫁に出し同居しているが苗字はかわっている。つまり本家筋の家では家系が継続しないという家の変質がある。

戦後自作農、農地改革がモデルにしたそれは、夫婦を基本とする直系家族であるとよく言われるが、他方、農業基本法のモデルは核家族であると言う。戦後自作農の基礎となる家が変質している。これは土地利用秩序の変ぼうに決定的意義をもつ。それは土地の相続や移動にかかるからであり、家連合の符号としての村落の変質に直接にかかわってくるのである。

次に農水省の政策についてである。農水省はタテ割行政であるが、村落は生活を軸とする総合的なものである。話し合いと言うが、村落に目的合理的な機能をもたせようとする。そこに組織的矛盾があるのでないか。磯辺氏の労働力結合、つまり集団栽培から機械利用組合などの機械結合を通して土地結合へという有名な定式がある。要すれば地緑から機能へというのであるが、このあたりを深く検討する必要がある。

最後に話題提供……

岩手県和賀郡和賀町。岩手県には家と家との関係が出てきても村が出てこないという例があるが、これもその例の一つ。いろいろな部落組織があり、時々変更する。その時に地縁単位ではなくて遠くはなれていって本分家が単位となって部落を構成する。つまり社会的領域になるし、ここでは村が出てこない。

新潟県糸魚川市の例。入作者や他部落の地主は日常的な土地管理に発言権をもっていない。在村の所有者と小作人の連合体としての部落がこれを管理している。地主は要求されたとおり費用を支払うだけである。費用負担は戦前が所有反別割で戦後は耕作反別割となっている。

豊岡村の掛下部落は農家二〇戸、耕地八八ヘクタール、うち水田四二ヘクタール、一戸平均四・四ヘクタールとなる。しかし部落内の農家の経営面積は合計二七ヘクタールしかなく、大部分が周辺部落からの入作であるが、部落内の農道や架橋は部落だけを整備をする。入作者が要望しても部落が応じなければ不可であり、費用は反別割になっている。さらにこの頃は貸借が増加してそのため耕作反別を把握することが困難になった。なお、この部落は「医農会」ということで区と実行組合をかねている。

一部
豊浦村の例。ある部落は耕地が二二〇ヘクタールあり、入作は一〇ヘクタールある。ここでも部落が土地を管理し入作者は二倍の水利費を支払う。

部落の土地管理機能は、現時点ではきはめて多様である。糸魚川市の諸部落ではその衰退が著しい。ある部落は二五戸で二〇戸K Mの水路を維持していたが、それが急に一一戸になり維持

は困難になる。そして過疎が過疎をよぶという事態が生れた。

近郊地帯では部落は非農業用土地利用についてかなり厳しい土地管理を行なっている。つまり農業上の土地利用の妨げにならないよう諸措置を講じたのである。これは公法上の措置ではなく農振法施行以前のことである。

渡辺 正

東海・近畿地区で漁村をとりあげた経緯は、一つは農政と村落、土地と村落という問題をストレートに研究している会員が当地区に多くないこと、もう一つは現在の現実的な村落のおかれている問題に村研は重点をおいているが、それは当地区と少しづれがある。そこで少し色合いがちがつたものであつてもとと言うことで魚村をとりあげた。

中田会員は志摩漁村の研究を続けているが、漁村を共通課題に連させるすれば、今回は土地所有を中心とするよりも土地利用秩序あるいは管理に焦点をおいている故に、それへ参加することができるとした。

漁村からのアプローチの意味と限界ということで若干の問題をとりあげ、とくに管理の問題、所有にもとづく管理と利用にもとづく管理を区別しながら理解することであれば、その点から漁村あるいは漁場があつかわれる。漁場とは公有、つまり管理と管理体制の問題となるのでこの点に視点をおき問題を提起したい。事例として志摩町御座と大王町船越をとりあげる。

もっとも大きな問題は漁協の機能と役割であり、漁場の管理組織、村落と漁協の問題である。漁場は採集領域であり、私的所有・利用はむずかしく、水域の共同利用的性格がもともとある。まず明治一

〇年代から漁業の生産力が高まり、採集段階がくずれ、乱獲が始まると、保護と資源管理とが密接になってくるが、生産主体と管理主体とは一体である。それが明治の漁業権設定・海面管理ということであり、漁場と漁場管理の関係が若干かわってくる。そしてみせかけの共同体としての漁協が重要になってくる。

さて、とくに真珠養殖業の解体過程における漁協と村落、あるいは生活共同体の再編の問題に焦点を合せて二つの事例を紹介する。真珠養殖業は昭和四〇年代の初めがピークであって、すでに志摩では活潑でなくなつた。この過程で御座では漁場の管理能力が低下した。そして漁協經營の大敷網と個別經營のツボ網の対立がおこり、保障問題がたびたびおこっている。さらに漁協の理事選挙が難航し、当選しても辞退ということで組織的に混乱している。つまり漁協の弱体化である。

船越の場合。もともとここは大工など建築関係の出稼ぎ者を含む集落であった。真珠養殖業が解体してから国道の改良、観光開発などの問題が出てきた。それにともなう推進派と抵抗派が出てくる。それをめぐって漁協の組織力と性格とが変化していく。とくに開発にともない漁場が汚されるということ。合併時に財産区の所有権を大王町に移したが、入会権が船越にあつたので開発のための売却代金の受け皿として自治会が新設されたこと。つまり、新しい地域の組織＝自治会と漁協とに機能分化してきて、漁協の機能は純化し、漁業中心＝專業漁家＝正組合員という方向にむかっている。

中田は御座は古い段階で船越はそれよりも一つ新しい段階とみるが、漁場の性格や漁法の種類によって多様であるから断定しがたい、という。しかし、かつては漁協が漁場の管理から漁村の生活面までを統合していたのが、真珠養殖業の解体過程において機能

分化してきたとする。そのなかで新しい問題がおこってきた。それぞれの漁場の管理は採集期間、採集物の種類、規格、質および量などの形で漁業そのものの性格において管理されていたが、環境汚染や漁場範囲の不徹底などによって自治体による管理あるいは自治体を超える組織体による管理を必要とするにいたった。かつての地先の漁場の管理は村落や漁協の役割であったが、大土地利用との関連が出現し、自治体の役割が非常に大きくなつたのである。

七、運営委員会・宿題委員会合同委員会報告

第三回研究会終了後、引きつづき合同委員会を開いた。議題と討論は左の通りである。

- 一、村研大会のスケジュール・課題報告者・司会者の決定
- 二、大会事務局からの報告

両議題についての詳細の既にのべたとおりである。

八、その他

△新入会員△

内藤考至 鹿児島大学教養部 891-01 鹿児島市五ヶ別府町〇八一
一三三 TEL 0992 (64) 1798

小松貴弘 金沢大学大学院 921 金沢市称生一-一一五金沢大学北
□寮

△退会会員△

笛谷春美、西山 茂
△住所変更・所属変更△
樺村悦子 日本河川開発協会

小内 透 070 旭川市春光町一区二条三六三七番地教育大宿舎四
△年報第二十二集への自由応募の件△

これについては編集委員会より案内がございませんが、昨年は大会当日うけつけておりましたので、念のため申しそえておきます。

△会費納入の件△

研究通信一四一号でおねがい致しましたところ多くの方の納入がありました。まだ納入されていない会員のために前号の「三、会費納入について」を転載いたしますのでよろしくおねがい致します。

会費納入状況ならびに八五年度会費（八四年一〇月から八五年一〇月までの会費）までの未納分の請求を同封いたしました。会費は一九七九年度まで二〇〇〇円、八〇一八二年度は三〇〇〇円、八三一八五年度は四〇〇〇円。ただし、大学院生は八三一八五年度も二〇〇〇円であります。

□座番号 東京6-80227
加入者名 村落社会研究会